

ヘイトスピーチへの対処にかかるこの間の経過について

平成 28 年 7 月の「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」全面施行以降
取扱案件計 27 件

ヘイトスピーチ審査会でヘイトスピーチ該当性について審議

- ・うち、4 件をヘイトスピーチとして認定

3 件については、投稿者により削除されたものを除いて緊急の拡散防止措置（インターネット上の動画の削除要請）を実施（平成 29 年 4 月）し、大阪市の認識等を公表（平成 29 年 6 月）

公表内容

表現内容の概要

拡散防止措置

投稿者名

1 件については、緊急の拡散防止措置（インターネット上の動画の削除要請）を実施（平成 29 年 6 月）

今後、審査会で公表の内容について調査審議予定

拡散防止措置の結果、いずれも動画は削除されている

- ・うち、1 件は、申出人取下げにより終結

残る 22 件のヘイトスピーチ該当性を審査会で調査審議中

